

色 彩

【外壁】

建築物	住宅・商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・ ただし、上記にかかわらず、自然系素材(注)を用いる場合の色範囲はこの限りでない。 ・ 商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。また、高層建築物の中高層部は、特に低彩度とするよう配慮する。
	工業・農業等生産・流通系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・ ただし、上記にかかわらず、自然系素材(注)を用いる場合の色範囲はこの限りでない。 ・ 商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。また、高層建築物の中高層部は、特に低彩度とするよう配慮する。
指定工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・ ただし、上記にかかわらず、自然系素材(注)を用いる場合の色範囲はこの限りでない。また、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物については、適用しない。 ・ 商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。

(注) 自然系素材とは、木、石、土などの天然素材、若しくは人造石、レンガ、無釉タイル、銅板などの準天然素材をいい、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。



上層部を低彩度にし、周囲の空や遠景に配慮した色彩としています。



低層部の店舗にアクセントカラーを配し、賑わいを演出しています。



自然系素材(レンガ)を外壁に用い、落ち着いた色調でまとめています。



鉄塔等の特別工作物は、周辺の自然環境にとけこむよう、おさえた色調にしています。